



指定都市を再考する

—名古屋市の位置づけと方向性—

わが国の大都市制度は、果たして実態に見合った制度となっているのでしょうか。大都市制度の歴史を振り返りながら、全国の指定都市の特徴を分析し、大都市・名古屋がこれからどのような方向に向かっていくべきなのか、ぜひ一緒に考えてみませんか。



配信期間

令和4年

2月22日(火)～3月31日(木)

講師

きた むら わたる

北村 亘 氏

大阪大学大学院法学研究科 教授

事前申込
不要

参加費
無料

どなたでも
ご覧いただけます!

名古屋市公式ウェブサイト「令和3年度 大都市制度講演会」のページから、動画公開ページ(なごや動画館「まるはっちゅ〜ぶ (YouTube)」)へアクセスし、講演会の動画をご覧ください。

名古屋市公式ウェブサイトトップページ > 市政情報 > 一般行政・その他 > 大都市制度・広域連携について > 大都市制度の調査研究 > 令和3年度 大都市制度講演会
(<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000147558.html>)



◀ 「令和3年度 大都市制度講演会」のページ二次元コード

名古屋市 令和3年度 大都市制度講演会

検索 🔍

主催：名古屋市

プログラム (敬称略)

○ 主催者挨拶

○ 講演



指定都市を再考する —名古屋市の位置づけと方向性—

大阪大学大学院法学研究科 教授 北村 亘

大都市と周辺地域を調整して均衡ある発展を目指す広域的な地方自治体と、貧富の差やマイノリティの問題などを解決しながらも魅力を高めてさらに経済的に突出しようとする大都市との対立は、どの国でも回避できない統治上の問題である。日本でも、1947年に地方自治法が定められてから、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市と、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県のそれぞれの間では激しい衝突が繰り返されてきた。5大市と府県の衝突は、1956年9月に施行された「指定都市」制度という形で一応の決着を見たが、その制度は常に揺れている。

どの国でも全国経済をけん引するための特別の枠組みを大都市に用意する一方で、特別の扱いをするための数を絞る制度となっている。果たして、現在の指定都市に関する制度が実態に見合った特別の枠組みになっているのだろうか、そして、その数の管理にも成功してきたのだろうか。

大都市制度の歴史を振り返りながら、社会経済データなどで現在の指定都市20市の特徴を再度分類して、大都市制度として対応すべき都市とはいかなる特徴を持つのか、そしてその中で名古屋市はいかなる位置を占めているのか、ぜひ皆さんと一緒に考えたい。

講師プロフィール (敬称略)

きた むら わたる
北村 亘

大阪大学大学院
法学研究科 教授



1970年京都府生まれ。1998年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了、甲南大学法学部助教授、大阪市立大学大学院法学研究科准教授、大阪大学大学院法学研究科准教授を経て、2013年より現職。この間、英国、オーストラリア、台湾の大学においても研究や教育に従事。

専門は行政学、地方自治論、中央地方関係論、英国政治。主な著書に「地方財政の行政学的分析」(有斐閣)、「政令指定都市」(中公新書)。

名古屋市がめざす大都市制度

名古屋市では、中長期的にめざす大都市制度のあり方として2014年3月に「名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方」をまとめ、圏域における自治体連携の推進と、地方が担うべき事務を名古屋市が一元的に担う「特別自治市」制度の創設に取り組むこととしています。

また、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」においても、2021年11月に最終報告を取りまとめるなど「特別自治市」制度の法制化に向けて取り組んでいます。

名古屋市がめざす大都市制度



わが国の成長エンジンとしての
大都市・名古屋のポテンシャルを十分に発揮!

問合せ

名古屋市総務局企画部大都市・広域行政推進室

TEL:052-972-2208 FAX:052-972-4418 E-mail:a2208-01@somu.city.nagoya.lg.jp